

平成 21 年 4 月 (予定)

財団法人鳥取県部落解放研究所と統合

センターの基本方針や予算・決算などを審議する、平成 20 年度第 1 回理事会・総会が 5 月 28 日(水) ウェルシティ鳥取において開催されました。この会で平成 19 年度事業決算を承認すると共に、検討を重ねてきた当センターと財団法人鳥取県部落解放研究所との統合について、平成 21 年 4 月を目標に作業を進めることを決定しました。

同和問題の解決、人権確立に向けて研究所が積み上げてきた研究成果を「財産」として引き継ぐことにより、現在センターで取り組んでいる人権意識の普及やあらゆる人権問題解決に向けた取組をさらに強めていくことができます。

センターの活動は、県、市町村、各種団体などの正会員と、個人、法人で加入いただいている賛助会員からの収入で運営されています。この度の統合で研究所の事業を引き継ぐことにより、普通啓発資料の充実を図りたいと考えており、その他諸事情も勘案し、センター賛助会員の会費を一部改定させていただく予定です。皆様のご理解をいただき、今後もセンター支えてくださいますようお願い申し上げます。

議決された統合基本方針(抜粋)

【統合目標時期】 平成 21 年 4 月

【統合の形態】 ことし 12 月に施行予定の法律に基づく、「特例民法法人の合併制度」を活用し、社団法人鳥取県人権文化センターが、財団法人鳥取県部落解放研究所を吸収合併する。

【合併契約締結時期】

平成 20 年 12 月

【統合に伴いセンターが研究所から引き継ぐ事業等】

- 1) 調査研究事業 鳥取県を中心とした同和問題に関する調査研究及び研究報告書の発行
 - 2) 啓発・情報提供事業 同和問題に関する啓発活動の実施と研修用図書資料の作成・頒布
- 研究所が有する権利義務(財産、契約等)は、センターが包括的に承継する。

【賛助会員及び会費額】

- 1) 研究所会員(個人・団体)に対して、センター賛助会員への移行をお願いする。
- 2) 個人会費額を 1 口 1,500 円に改定する。団体会費額は現行どおり 1 口 10,000 円とする。(現 センター 1,000 円 研究所 2,500 円)

* 現在よりも頒布される資料や教材が増えます。

【役員】

現センター定款定数(理事 10 人以上 15 人以下)の範囲内で対応する。

「財団法人鳥取県部落解放研究所」とは・・・

昭和 61 年研究会として発足、翌年に県、各市町村、民間が出資し現在の研究所となりました。設立の背景には多くの人々の部落解放への願いが込められています。現在個人会員約 2500 人と、約 70 の企業・団体が研究所の活動を支えています。現在事務局は、局長 1 人、専門員 2 人、書記 1 人。当センター同様、鳥取県人権ひろば 21 “ふらっと” に入居しています。